三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
今宿谷川三
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を令和五年国土交通省告示第十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱六号と七号を結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県福岡市西区今宿上ノ原
道徳　九三二番三三　一号から三号まで
九三二番三二　四号
九三二番三一　五号
九三二番六四　六号及び七号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱八号から十号までを順次結んだ線及び標柱八号と十号を令和五年国土交通省告示第十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県福岡市西区今宿上ノ原
道徳　九三二番五〇　八号から十号まで

○国土交通省告示第千十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑の河内川
二　砂防法第二条の土地の表示
福岡県那珂川市大字五ケ山の区域内の土地のうち、次の一点から五十四点までを順次結んだ線及び一点と五十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°25′13.3037″	130°25′13.9945″
2	33°25′12.2215″	130°25′15.4666″
3	33°25′10.2463″	130°25′17.5856″
4	33°25′09.4994″	130°25′22.2360″
5	33°25′08.0244″	130°25′24.6836″
6	33°25′07.3111″	130°25′25.3364″
7	33°25′07.0231″	130°25′26.3452″
8	33°25′10.7683″	130°25′27.6095″
9	33°25′08.4887″	130°25′29.8313″
10	33°25′10.8526″	130°25′33.1032″
11	33°25′11.1049″	130°25′34.7651″
12	33°25′08.6529″	130°25′33.0423″
13	33°25′06.6906″	130°25′34.4511″
14	33°25′05.1819″	130°25′33.4362″
15	33°25′04.4904″	130°25′35.0461″
16	33°25′00.2412″	130°25′38.3780″
17	33°24′59.6161″	130°25′37.9816″
18	33°24′59.6561″	130°25′36.7721″
19	33°24′59.4048″	130°25′36.8044″
20	33°24′59.3986″	130°25′36.9458″
21	33°24′58.9928″	130°25′37.1098″
22	33°24′58.7529″	130°25′37.2960″
23	33°24′57.2786″	130°25′37.0863″
24	33°24′55.8351″	130°25′40.7775″
25	33°24′51.8024″	130°25′39.4075″
26	33°24′51.6074″	130°25′34.7898″
27	33°24′52.7418″	130°25′33.6432″
28	33°24′54.0480″	130°25′34.3434″
29	33°24′54.7316″	130°25′34.9705″
30	33°24′55.1974″	130°25′34.6148″
31	33°24′52.9396″	130°25′30.0898″
32	33°24′52.0889″	130°25′29.6489″
33	33°24′52.1575″	130°25′28.2206″
34	33°24′51.1058″	130°25′27.6829″
35	33°24′51.0829″	130°25′26.3081″
36	33°24′47.8550″	130°25′26.1442″
37	33°24′46.8246″	130°25′24.8777″
38	33°24′46.8059″	130°25′23.6307″
39	33°24′48.2983″	130°25′22.1715″
40	33°24′50.3028″	130°25′24.4348″
41	33°24′51.8496″	130°25′26.8667″
42	33°24′55.7221″	130°25′34.8642″
43	33°24′57.7457″	130°25′35.5552″
44	33°24′59.7856″	130°25′35.9090″
45	33°25′02.3586″	130°25′34.8189″
46	33°25′05.4043″	130°25′31.9543″
47	33°25′07.0881″	130°25′31.3095″
48	33°25′07.8409″	130°25′29.9777″
49	33°25′05.8907″	130°25′27.8451″
50	33°25′07.1345″	130°25′23.8278″
51	33°25′08.8012″	130°25′22.3080″
52	33°25′09.5024″	130°25′15.4339″
53	33°25′10.9468″	130°25′13.5111″
54	33°25′12.2705″	130°25′13.2300″

○国土交通省告示第千十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年十一月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑の河内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和四十一年建設省告示第二千八百十七号で指定した桑の河内川に掲げる土地の区域
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑ノ河内川左支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和四十四年建設省告示第四百十八号で指定した同号五に掲げる土地の区域
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑の河内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
平成二十五年国土交通省告示第八百三十六号で指定した同号八に掲げる土地の区域

○東北地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　宮城県宮城郡松島町松島字普賢堂五四番四から同町松島字垣ノ内四三番一五まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月十七日